

# 黒部市行政改革大綱

(素案)

平成 年 月



黒部市行政改革推進本部

## 目次

### はじめに

#### 基本的な考え方

1．行政改革の必要性	1
2．大綱策定の趣旨	2
3．大綱の位置づけ	2

#### 行政改革の基本方針

1．市民との協働	3
2．財政構造の健全化	3
3．サービスの向上	3

#### 行政改革の実施方針

1．市民と共に進める地域経営	4
2．行政の公正の確保と透明性の向上	4
3．スリムで効率的な行政体制の整備	5
4．定員管理と給与の適正化	5
5．経営的視点に立った事業運営	6
6．健全な財政運営の確保	7
7．職員の意識改革と時代に対応した行政サービスの提供	7

#### 改革の進め方

1．推進体制	9
2．大綱の期間	10
3．行政改革の進行管理と評価	10

## 基本的な考え方

### 1. 行政改革の必要性

地方分権一括法の成立を機に、国と地方は「上下・主従」から「対等・協力」の関係へ転換されつつあり、「改革なくして成長なし」、「官から民へ」、「国から地方へ」といった考えを基本方針とする近年の国の政策運営は、地方分権の進行を早めるものです。この地方分権の進展により、地方自治体は、これまでの国のルールに基づいた画一的な施策を実施するのではなく、市民と共に自らが決定し、その責任を負う「自己決定・自己責任」の行政運営への転換と個性豊かな地域社会の創造に向けた取り組みが求められています。

また、財政の健全化は喫緊の課題であり、厳しい財政状況の中、市民が安心して豊かに暮らし、黒部市に住むことに喜びと誇りを持てるまちづくりを進めていくには、これまでの手法による経費の削減や事務・事業の見直しといった改革にとどまらず、「行政が何をなすべきか一辺倒でなく市民が地域にどう貢献できるのか、市民が行政とどのように協働していけるのか」を主題に、市民と行政が知恵と汗を出し合い、また、地方自治とは何かを問い直して、これまで行政が主として提供してきた公共サービスを市民や市民が参加する団体、企業など多様な主体が提供する多元的な仕組みづくりを目指さなくてはなりません。

真の行政改革の実現のためには、「自分たちのまちは、自分たちでつくろう」、「自分が担うべき役割は責任を持って果たそう」という市民の自覚と熱意が求められています。一方、行政も、新たな自治の仕組みをつくるための改革を実現させるために、「予算がないのでここまでしかできない」といった安易な考えは排除し、新しい時代に必要な行政の責任、機能、専門性は何なのかを市民とともに検討しなければなりません。その上で、行政に求められる役割については、責任を持って遂行するために、必要な能力を備えた、最適な体制を構築しなければなりません。そのような改革が実現したとき、本当の意味で市民が主役のまちづくりの実現が図れます。

このような抜本的な改革を進めることによって、市民と行政がそれぞれの役割を担い、地域の問題を協働して解決し、本市行政が市民に対して総合的な責任を果たしていくことにつながります。この行政改革大綱は、その改革を進めるための基本的な考え方やスキームを示し、行財政運営の指針とするものです。

## 2. 大綱策定の趣旨

平成18年3月31日に旧黒部市と旧宇奈月町が合併し誕生した新黒部市は、新たな歴史に向けて歩み始めたところです。

これまで行政改革については、旧黒部市では「第3次黒部市行政改革大綱・アクションプログラム」(平成17年策定)によって、旧宇奈月町では「行財政健全化緊急プログラム」(平成17年策定)によって、着実に取り組んできました。

さらに、市町村合併は「究極の行政改革」と言われるとおり、行政運営の改善や合理化については、合併時の事務事業の調整や合併後の行政運営の過程において見直しを進め、組織・機構の再編についても、市民の利便性を最重視して、多様化するニーズに対応する効率的な組織・機構づくりに努めてきたところです。

しかしながら、合併が即行財政基盤の強化を意味するものではなく、合併による効果が表れてくるのは数年先であり、新市の一体化に向けて、合併に起因するサービスや負担の著しい変化の抑制を最優先としながらも、今後、1つの行政体として、暫定扱いとなっている事務事業の統一や職員数、組織・機構、公共施設のあり方などについて検討すべき諸課題があります。

また、国が進める三位一体改革に伴う地方交付税の削減や本格的な少子高齢社会の到来による社会保障費の増加などにより本市の財政状況は非常に厳しい状況となっています。一方で、市民ニーズの複雑化、多様化により、今後新たな行政需要がますます増加していくものと予想され、合併という大きな手段を経た今、まさに「変革の時期」を迎えています。

このような状況の中で、旧黒部市・旧宇奈月町で実施してきた行政改革の成果を踏まえ、新黒部市としての行政改革の取り組みを加速・充実させていく観点から、ここに、旧市町において策定された大綱の理念を継承しつつ、国の求める「集中改革プラン」にも対応した行政改革大綱(以下「大綱」という。)を策定するものです。

## 3. 大綱の位置づけ

行政改革が一朝一夕に実現できないこと、また、時代の変化とともに市民ニーズ、行政を取り巻く環境が今後もめまぐるしく変化していくことから、行政改革は新たな課題を加えながら継続することが最も重要となります。

本大綱は、合併前の旧市町が続けてきた改革努力を更に実りあるものとするための主な目標を掲げるものであり、その具体的な実践策として、大綱の下位に実行計画を作成し、毎年度見直しを行いながら、不断の取り組みを続けていきます。

なお、大綱は、「黒部市経営戦略」の一環として、現在検討を進めている総合計画基本計画や中期財政見通しと連動し、市政運営の指針となるものです。

## 行政改革の基本方針

次の3つの基本方針を定め、総合的かつ計画的に改革を推進します。

### 1. 市民との協働

これまで、行政に対しては、情報が提供されていない、市民の声が届かないといった批判が、一方、市民に対しては、案件の実現の可否のみで非難され、制度や実態説明が全て弁解と受け取られてしまうという不信が少なからずありました。

また、行政には、市民の要望をそのまま受け入れて予算が肥大化した部分があります。これは、政策形成過程の初期段階において、市民と共に行政や市民それぞれの役割分担について十分話し合う機会を持たなかったために、市民の行政依存体質を助長した結果とも言えます。

行政の最適な規模と能力を実現するため、これまでの市民と行政の関係を根本的に検討し直して、それぞれの役割を認識しながら市民参加を積極的に進める「協働」の概念により、住民自治の仕組みを構築していかなければなりません。

### 2. 財政構造の健全化

合併による財政効果を期待しながら誕生した新市ではありますが、当面、分庁舎方式など非効率な部分が顕在化し、合併による効率的な行政運営までには数年の期間を要する見込みです。また、今後も国の三位一体改革に伴う厳しい財政状況が予想され、抜本的な財政の健全化策を必要としています。

このため、行政と民間との新たな役割分担の下、コスト削減、効率的な行財政運営、市民満足度の向上を念頭に、市の事務事業全般にわたって行政評価を活用して人員・資産・財源の配分の最適化を図るとともに、スピード、コスト、成果を重視した行政サービスのあり方を不断に追求し、将来にわたり持続的かつ自律的な行財政運営に努めなければなりません。

### 3. サービスの向上

「暮らしの総合サービス業」として、行政は、すべての事務・事業を市民の望む目的に沿って実施することが必要です。この原則に従い、市民の視点に立ってサービス全般の見直しや窓口の改善、行政手続きの簡素化を進め、便利で分かりやすく、満足度の高い行政サービスの提供に努めなければなりません。

また、厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、市民の公務員に対する視線は厳しく、市職員は、市民の責い負担により給与を得ているということを改めて肝に銘じる必要があります。市職員一人ひとりが資質の向上と能力の開発、意識改革に努め、サービス精神とコスト意識を持って市民本位のサービスを提供しなければなりません。

## 行政改革の実施方針

### 1 .市民と共に進める地域経営

#### (1)市民参画による市政の推進

〔第2回で審議、第3回で確認〕

#### (2)市民活動の支援による協働の推進

〔第2回で審議、第3回で確認〕

#### (3)NPO・ボランティア団体の育成

〔第2回で審議、第3回で確認〕

### 2 .行政の公正の確保と透明性の向上

#### (1)開かれた行政の推進

〔第2回で審議、第3回で確認〕

#### (2)情報公開及び個人情報保護制度の充実

〔第2回で審議、第3回で確認〕

### 3 .スリムで効率的な行政体制の整備

#### (1)組織・機構の見直し

〔第2回で審議、第3回で確認〕

#### (2)組織内分権の推進

〔第2回で審議、第3回で確認〕

#### (3)公共施設の設置と管理運営の見直し

〔第2回で審議、第3回で確認〕

### 4 .定員管理と給与の適正化

#### (1)定員管理の適正化

〔第2回で審議、第3回で確認〕

#### (2)給与・手当の適正化

〔第2回で審議、第3回で確認〕

(3)公正かつ客観的な人事評価システムの確立

〔第2回で審議、第3回で確認〕

**5 .経営的視点に立った事業運営**

(1)行政評価システムによる事務事業の整理合理化

〔第2回で審議、第3回で確認〕

(2)受益と負担の見直し

〔第2回で審議、第3回で確認〕

(3)民間活力の積極的導入

〔第2回で審議、第3回で確認〕

(4)外郭団体の組織・経営の見直し

〔第2回で審議、第3回で確認〕



(5) 公有財産の有効活用

〔第2回で審議、第3回で確認〕

**6. 健全な財政運営の確保**

(1) 計画的な財政運営

〔第2回で審議、第3回で確認〕

(2) 財政基盤の強化

〔第2回で審議、第3回で確認〕

(3) 公営企業の経営健全化

〔第2回で審議、第3回で確認〕

**7. 職員の意識改革と時代に対応した行政サービスの提供**

(1) 職員の意識改革と人材育成の推進

〔第2回で審議、第3回で確認〕

(2)市民満足（成果）重視の行政運営

〔第2回で審議、第3回で確認〕

(3)電子市役所の推進

〔第2回で審議、第3回で確認〕

(2)安全・安心な市民生活の確保

〔第2回で審議、第3回で確認〕

# 改革の進め方

## 1. 推進体制

黒部市行政改革推進本部（本部長：市長、副本部長：助役・教育長・市民病院長、本部員：各部等の長）

【所掌事務】 行政改革推進の方針の策定及び実施に関すること。  
 その他行政改革に係る重要事項に関すること。

黒部市行政改革検討委員会（委員長：中谷助役、副委員長：総務企画部長、委員：各課等の長）

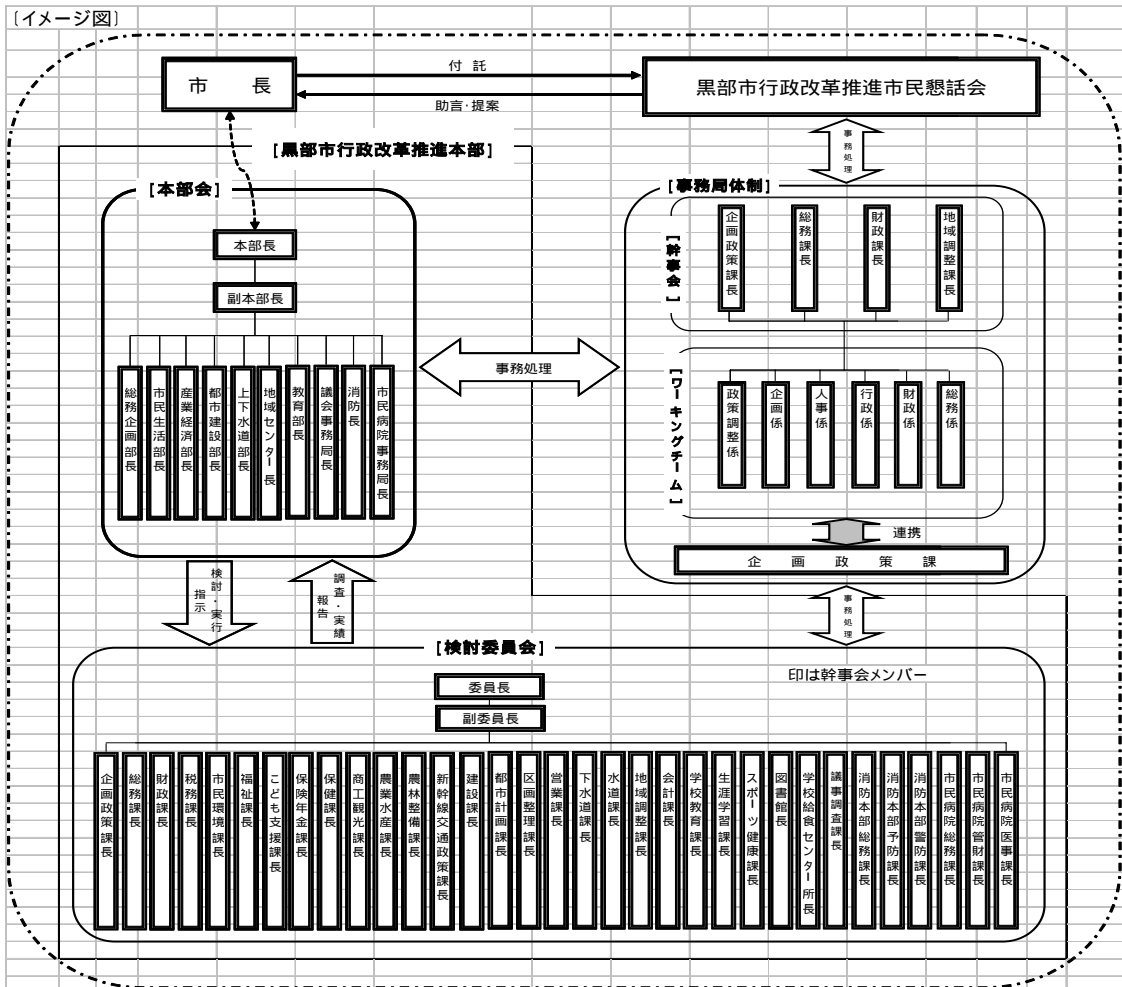
【所掌事務】 本部提出議案の事前の調査研究

黒部市行政改革推進市民懇話会（外部委員 18 人以内）

【所掌事務】 行政改革の推進に関し必要な事項を調査審議し、市長に助言・提案を行う。

### 事務局体制

- ・ 幹事会（企画政策課長、総務課長、財政課長、地域調整課長）  
 【所掌事務】 ワーキングチームと企画政策課が連携して行う事務について、総合的に協議・調整する。
- ・ ワーキングチーム（幹事会を構成する 4 課の政策調整係、企画係、人事係、行政係、財政係、総務係）  
 【所掌事務】 全庁横断的に行政改革の課題を見出し、改善に向けた推進方策の素案を作成する。
- ・ 企画政策課  
 【所掌事務】 推進本部、市民懇話会の事務局機能を果たすとともに、幹事会、ワーキングチームと連携しながら、事務調整を行う。



## 2．大綱の期間

この大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成18年度から平成21年度までの4年間とします。

期間の設定にあたっては、総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月）による集中改革プランの終期が平成21年度となっていることとの整合性を図っています。

## 3．行政改革の進行管理と評価

〔第2回で審議、第3回で確認〕